

## 《徴収猶予（特例）制度について》

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難である場合、申請することにより、徴収の猶予を受けることができます。

**【対象者】**（①及び②のいずれも要件を満たす方）

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことにより、事業の継続又は生活の維持が困難となること。

**【対象期間】**

納期限が未到来の市税のうち、令和3年2月1日までに納期限が到来するもの

**【申請期限】**

猶予を希望する期の納期限まで

**【提出書類】**

- ① 徴収猶予（特例）申請書
- ② 添付書類
  - ・新型コロナウイルスの影響で収入が著しく減少したことが分かる書類及び預貯金の状況が分かる書類（給与明細、売上帳、現金出納帳、預金通帳のコピー等）
  - ・猶予を希望する金額の合計が100万円を超える場合・・・財産目録、収支の明細書

**※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ郵送での提出をお願いします。**

＜提出先＞ 〒415-8501 静岡県下田市東本郷1丁目5番18号  
下田市役所 税務課 滞納対策係 宛

**※申請手続きの流れは以下のとおりです。**

- ① 申請書等の提出
- ② 提出された申請内容を確認し、猶予の許可・不許可、許可する金額、期間等の審査を行います。
- ③ 猶予について「許可・不許可通知書」でお知らせします。
- ④ 許可通知書に基づき、猶予された納期限までに納付してください。  
(猶予期間中に分割納付をする場合は、改めてご相談ください。)